明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

⑨住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸五一八号
氏名　酒井　達也
⑩住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸五一八号
氏名　酒井亜紀子
⑪住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸七〇二号
氏名　柚本　祐之
⑫住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸七〇二号
氏名　柚本　真里
⑬住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一　ライオンズヒルズ新松戸八〇九号
氏名　石橋　敦子
⑭住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸八一一号
氏名　小田　勝男
⑮住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸九〇六号
氏名　古谷　直大
⑯住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸一〇〇一号
氏名　石塚　宏明
⑰住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸一一〇三号
氏名　菱沼　渡
⑱住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一　ライオンズヒルズ新松戸一三〇六号
氏名　八幡　曜子

教示

一　この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十六年四月二十一日

千葉県松戸市幸谷字熊ノ脇七八番地
松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合
理事長　吉野　盛正

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十六年五月八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的
優先資本金のうち、特定資産の売却により生じた余裕金（以下、「売却時現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件
優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期
平成二十六年六月十日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額
金四億一千万円

五　消却する優先出資の種類
当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数
八百二十口（第二回優先出資につき八百二十口）

七　消却の方法
全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額
金四億一千万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
第二回優先出資

平成二十六年四月二十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
特定目的会社エスパス2号
取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

長野県上田市緑が丘一丁目一三番六号
日精樹脂工業株式会社
確定給付企業年金清算人　西田　学

訂正公告

平成二十六年四月十一日（号外第八十二号）掲載の旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、「①㈱ツーリスト」とあるは「①㈱ツーリスト」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年四月二十一日

東京都港区虎の門四丁目一番一〇号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	終りから一七	出雲市	浜田市　出雲市

六ページ下段終りから一二行目の次に次のように加える。

真庭　新庄村

七ページ上段七行目の次に次のように加える。

高岡　鴻原町

平成二十六年二月十三日（号外第二十九号）国土交通省告示第百二十六号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）

一九ページ上段終わりから八行目から七行目中「同号ハ及びニ中「審査」を「検査」に改め、「発煙剤による方法」の下に「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え」は「「発煙剤による方法」の下に「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え、同号ハ及びニ中「審査」を「検査」に改め」の誤り。

平成二十六年三月十三日（号外第五十二号）国土交通省告示第三百十九号（平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示）（原稿誤り）

五八ページ上段三の表の最後に次のように加える。

花と緑の館	体験学習施設	二、六〇〇円	三、四〇〇円

平成二十六年四月十八日（号外第八十八号）掲載の株式会社ユニマット大沢商会に係る新設分割公告及び決算公告（枠組）中（印刷誤り）

九三ページ四段目「なお、最終貸借対照表は要旨は」とあるは「なお、最終貸借対照表の要旨は」の誤り。

◉号外　四月二十一日付第八九号六　四ページ●同日付政府調達第七三号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）